

介護予防・日常生活支援総合事業の見直しについて

令和5年10月10日
堺市長寿支援課

介護予防・生活支援サービス事業の実施概要

類型	名称	概要
訪問型サービス	介護予防訪問サービス	身体介護（入浴介助、買い物同行等） 生活援助（掃除、買い物代行、調理、洗濯、薬の受取り等）
	担い手登録型訪問サービス	生活援助（掃除、買い物代行、洗濯、薬の受取り等）
通所型サービス	介護予防通所サービス	デイサービスセンターで、専門職による日常生活上の支援や機能訓練、送迎を提供
	担い手登録型通所サービス	従事者の要件を緩和した運動、レクリエーションなどの多様なサービスを提供
	短期集中通所サービス	短期間（原則3か月）で生活行為が改善できるプログラムを実施

介護予防・生活支援サービス事業の実施状況について

【事業所数】

(単位：事業所)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
担い手登録型訪問サービス	7	14	13	12	11	11
担い手登録型通所サービス	0	2	5	6	5	8
短期集中通所サービス	33	30	27	17	18	18

【利用者数】

(単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
担い手登録型訪問サービス	14	34	40	30	24	27
担い手登録型通所サービス	0	16	26	37	43	63
短期集中通所サービス	16	12	4	3	10	12

令和3年度に整理した課題	
課題①	利用者ニーズを満たすサービスの不足
課題②	サービス提供事業所の少なさ
課題③	事業の認知度の低さ、事業への理解、対象者像の分かりにくさ
課題④	基本チェックリストの活用率の低さ

担い手登録型訪問サービスで提供するサービスに調理を追加

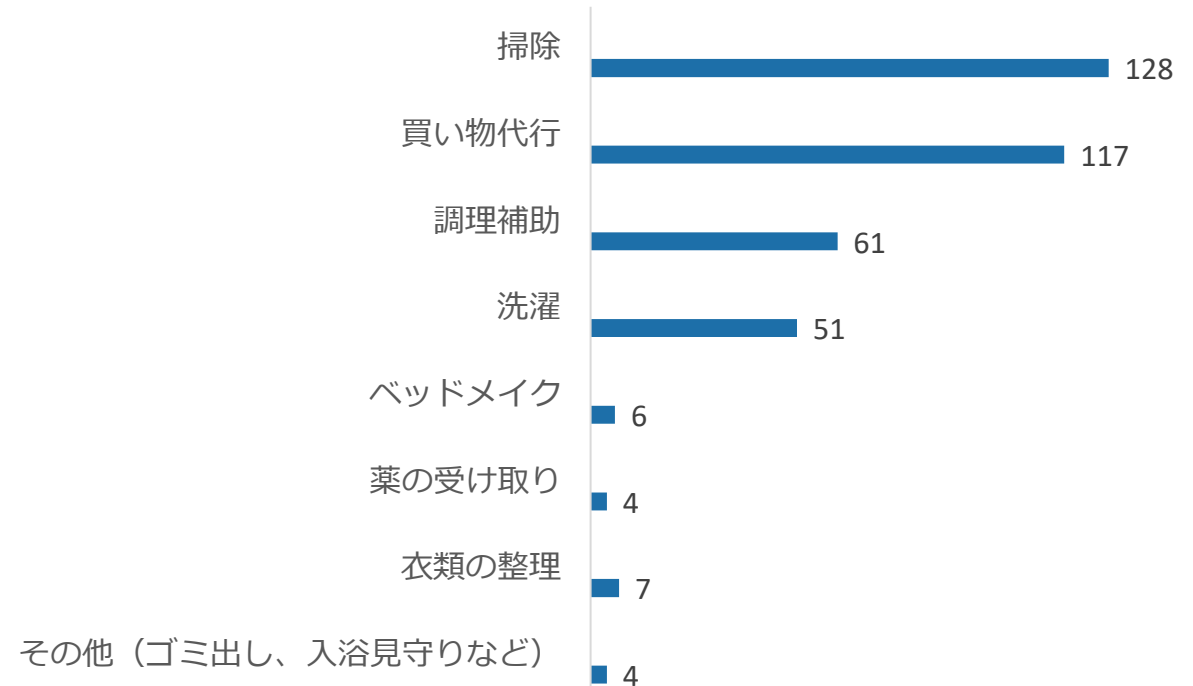
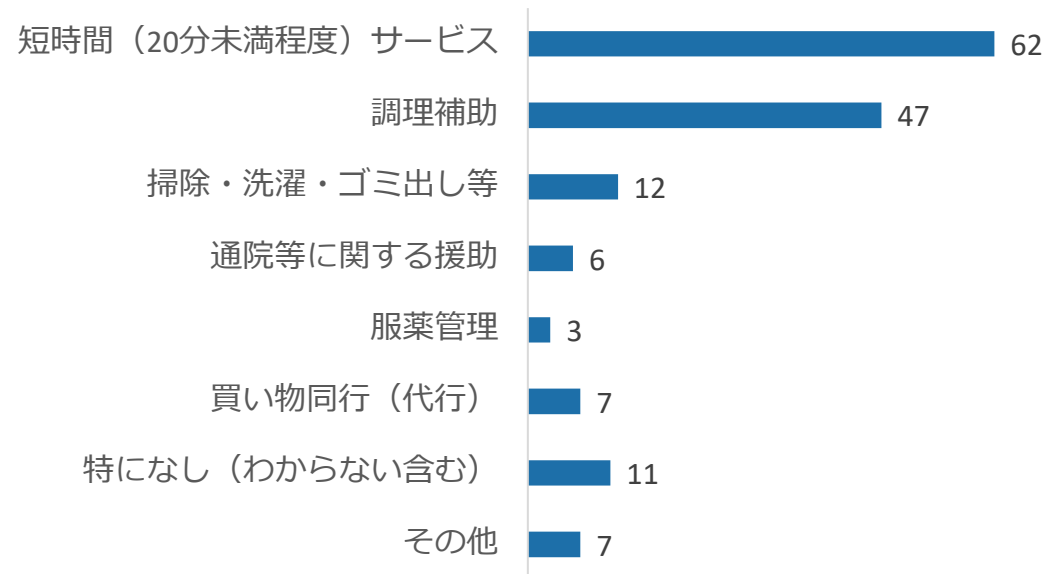
【現行の運用】

身体介護、調理を除く生活援助を提供

【利用者ニーズ】

担い手登録型訪問サービスにあれば利用したいサービスは何ですか。

次の生活援助サービスのうち、利用が多いサービスを3つ選んでください。



【見直し案】

- 短期集中通所サービスの提供時間を多様化し、理学療法士又は作業療法士を1名以上配置することを条件に、1回1時間の提供も可能とする。
(次ページ参照)
- 対象者の明確化及び利用者の状態改善に向け、アセスメント訪問、介護予防ケアマネジメント検討会議との連携を強化する。
- サービスの利用促進に向け、地域包括支援センターとの連携、区保健センターの看護師による非該当訪問との連携を行う。
- サービス終了後の社会参加の場へのつなぎを促進するため、利用者及びケアマネジャーへのアプローチ方法の見直し、他の介護予防事業等との連携強化を行う。

短期集中通所サービスの見直し

	要件 1 (現行相当)	新設	要件 2
提供時間	1回2時間程度		<u>1回1時間以上</u>
従事者	利用定員10名に対し機能訓練指導員1名以上 機能訓練指導員資格要件：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師（機能訓練指導の従事経験を6か月以上有する者）、健康運動指導士等		利用定員10名に対し機能訓練指導員1名以上 <u>(理学療法士又は作業療法士1名の配置は必須)</u> 機能訓練指導員資格要件：同左
実施期間	原則3か月（必要に応じ3か月延長可）		
利用者負担	1回あたり300円		
報酬	検討中		
管理者	1名（資格要件なし）		
実施方法	委託		

新規事業対象者の有効期間を **3ヶ月**→**1年**に延長

【3ヶ月の課題】

- ・3ヶ月は短期間であるため、ケアマネジャーが状態像をイメージしにくく、使いにくい
- ・サービスに慣れた頃に有効期間が満了するため、ケアマネジャーが利用者に勧めにくい
- ・短期集中通所サービスを利用し、3ヶ月間で状態改善に至らなかった場合でも、3ヶ月で利用終了せざるを得ず、目的を達成することができない



有効期間を1年に延長することで、課題の解消を図る

- ・ケアプランの評価期間と同じであり、ケアマネジャーが状態像をイメージしやすいほか、利用者と課題や目標を共有しやすく、利用者に対し自立支援の意識付けをしやすい
- ・短期集中通所サービスを最大6ヶ月利用することができ、サービスの実効性を高めることができる

【事業の周知】

- ・ 地域包括支援センターとの連携強化
- ・ ケアマネジャー視点のマニュアルの作成
- ・ 利用者視点のリーフレット、チラシの作成

【事業所確保に向けたアプローチ案】

運営主体となる可能性がある様々な業種にアプローチし、事業所の確保を進める